

【審議会の開催状況（過去10年分）】

○国の個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることとなり、今後の個人情報保護運営審議会への諮問事項等は限定的となる。

年度	諮問案件	改正後の取扱い
H 2 6	住民基本台帳を独自利用する事務の範囲の拡大について (父子福祉資金に係るもの)	現行通り
H 2 6	個人情報の提供の制限の例外について (森林簿等情報の提供)	国へ助言を求める
H 2 7	特定個人情報保護評価における点検について	現行通り
R 1	個人情報の収集、利用及び提供の制限の例外について (旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給関係)	国へ助言を求める
R 2	特定個人情報保護評価における点検について	現行通り

【北海道及び東北各県の状況】

○審査会において、個人情報の取扱い等の諮問や意見聴取を行っている道県が多い

	個人情報	情報公開
山形県	<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護運営審議会（5人）・情報公開・個人情報保護審査会（5人）	
北海道	<ul style="list-style-type: none">・情報公開・個人情報保護審査会（13人）	
青森県	<ul style="list-style-type: none">・情報公開・個人情報保護審査会（7人） <p>※ 特定個人情報保護評価に関する第三者点検の際、専門委員2名を選定し、調査審議を行うこととしている。</p>	
岩手県	<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護審査会（5人）・個人情報保護審議会（5人）	<ul style="list-style-type: none">・情報公開審査会（5人）
秋田県	<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護審査会（5人）	<ul style="list-style-type: none">・情報公開審査会（5人）
宮城県	<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護審査会（5人）	<ul style="list-style-type: none">・情報公開審査会（5人）
福島県	<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護審査会（5人）	<ul style="list-style-type: none">・情報公開審査会（5人）